

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	アイヌ文化紹介システムコンテンツ更新業務
発 注 課	市) 市民生活部アイヌ施策課
選 定 事 業 者	ソニーマーケティング株式会社 B2Bソリューション営業本部 エリア営業1部
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。） 本業務は、アイヌ文化紹介システムについて、アイヌ文化体験イベントの開催タイミングに合わせてコンテンツを更新する業務である。 本業務では、システム全体についての基本的な知識に加えて、必要となるシステムのカスタマイズ、機器の仕様に応じたシステムの設定や機器のセッティング、調整などを行うため、当該システムに関する知識と経験が必要不可欠である。 これらの条件を満たし、本業務を履行できるのは、ミナパにおいてハコニワコタン等の開発を実施したソニーマーケティング株式会社のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定による随意契約とする。	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）
	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第91条第1項（ ）（ア～オのいずれかを記入）